

平成29年第5回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成29年5月25日(木) 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	志 村 喜光
	3 番	西 村 恒男
	4 番	平 井 美孝
	5 番	今 泉 治通
	6 番	萩 原 剛
	7 番	蔦 木 正彦
	9 番	小 林 恒雄
	10 番	小 俣 昭男
	11 番	久 嶋 良元
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	20 番	鈴 木 章司
	21 番	金 井 信

欠席委員 8 番 小宮山 篤

1 互礼

2 開会

只今から平成29年第5回大月市農業委員会委員総会を開会致します。

3 会長挨拶

皆さんこんにちは。本日は平成29年第5回大月市農業委員会委員総会を開催しましたところ、お忙しい中にもかかわらず、1名の欠席でございますけれども、お繰り合わせご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げますところでございます。

さて、異常気象が続いておりますけれども、30℃を超える真夏日が続いております。まして非常の乾燥の中、本日、久しぶりに埃湿し程度の恵みの雨が降っており

ます。農産物はおぎなす自然の恵みであり、いつの時代になっても順調な気候であって欲しいと願うものであります。そうこうしているうちに薫風緑樹を渡る季節となりましたが、皆様には益々ご壮健にお過ごしのこととご推察を申し上げる次第であります。スーパーの野菜の苗もいつしか閑散となり所定の場所に植えつけられ、農作業も本番の時期となりました。異常気象が常態化している時でありお互いに健康に留意し、それぞれの道に精励されますようご祈念を申し上げますの次第であります。

本日の案件は、3条案件が1件、4条案件が1件、5条案件が5件、地籍調査事業における地目認定の更生の件が1件であります。本総会がスムーズに進行されようようお願い申し上げまして挨拶と致します。よろしくお願い致します。

4 開会宣言

宮咲会長 本日は小宮山篤委員が欠席でございますけれども定足数に達しておりますので、本総会の成立を宣言致します。

5 議長選出

事務局 大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

6 議事録署名委員の指名

議長 12番 古田 政義委員、13番 米山 義一委員を指名する。

7 議案審議

議長 日程第7、これより議案審議を行います。議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請に対し意見を求める件。次のとおり許可申請があったので審議を求める。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知）の第1の2の（1）の規定により、意見を決定するため審議を求める。

議案10号申請番号1について担当委員の説明を求めます。蔦木正彦委員お願い致します。

蔦木委員 説明の前に所在が七保町瀬戸字下瀬戸なもので省略してもよろしいでしょうか。議案第10号、申請番号1について内容を説明致します。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××番外××筆、議案書1ページに記載のとおりです。地目は畑で、面積は合計7,045.43㎡です。譲渡人は大月市〇〇町〇〇×××番地、●●●●さん。譲受人は大月市〇〇町〇〇×××番地、●●●●●●さん。経営面積は11,996.66㎡、労力総数×名、時間が270。申請事由、相続税対策として妻に贈与。

申請地は下瀬戸の国道139号線に沿って点在している場所にあります。3ペ

ージの位置図、写真は4ページから6ページをご覧ください。

権利の移転内容は譲渡人、譲受人は●●であり、●●で申請地を耕作していましたが、相続税対策として譲渡人、●●●●さんが●である●●●さんに生前贈与をするものです。譲受人もとえさんは権利取得後も農業収益拡大を図るために積極的に農業に従事するとのことであり、又●●さんも権利は譲っても農業には従前どおり従事するとのことであります。

5月18日に事務局と一緒に現地調査を行いました。現状は写真のとおり荒廃していたり、栗が植えつけてありますが下刈りがしてないような状態です。今後はしっかり管理していくとのことです。

営農計画によりますと、栗・梅・柿等の果樹を4,000㎡、シイタケ等のキノコ類を1,545㎡、花の栽培を1,500㎡で行うとのことです。大農機具は耕運機1台を所有しています。

以上、この案件について、書類審査及び現地調査を行ったところ、農業を継続可能であることから、許可相当と考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明が終了致しました。葛木委員ご苦労様でした。

只今の説明に対しまして何か質疑がございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り裁決を行います。許可してもよろしい方は挙手願います。はい、ありがとうございます。全会一致で許可と決定を致します。

続きまして、議案第11号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。次のとおり許可申請があったので審議を求める。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関連事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知）の第4の1の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

申請番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号についてでございます。本来でありましたら本件は久嶋委員に説明をお願いするところでございますが、県の了解を得た上での追加申請ということで事務手続き上、時間的余裕がございませんでした。久嶋委員にお願いする時間もございませんでしたことから、事務局において説明致します。

申請地は○○町○○字○○、地番××××、登記簿地目、畑、農振農用地外でございます。農振農用地と記載がございますが、昨年12月委員総会におきまして、除外の申請が認められており、本年4月に除外の許可が出ております。その許可に基づき本件の申請が出てきた次第であります。面積218㎡。もう1筆ございます。同じく××××番×、地目が畑、面積が78㎡。申請人は大月市○○

町〇〇×××番地、●●●●さん。申請事由は倉庫及び駐車場。

8ページの位置図、9ページの写真を併せてご覧いただきたいと思います。

申請地は県道〇〇〇〇線、〇〇●●●●●●●●●●100mに位置する第2種農地になります。平成28年第12回大月市農業委員会委員総会において議案第44号、農業振興地域整備計画に対し意見を求める件としてご審議いただき、倉庫及び駐車場として除外された農地であり、この決定に基づき転用申請されたものです。写真のとおり県道に沿った形で赤い屋根のところは倉庫になっておりまして、軽が置いてあるところが駐車場でございます。今般農地法の申請に当たりまして倉庫で使っている部分の始末書も出ております。

以上、この案件について書類審査及び現地調査を行ったところ、特に問題はないと思われま。許可相当と考えられますのでご審議の程よろしくお願い致します。

議長

事務局の方から説明が終わりました。

只今の説明に対しまして何か質疑がございますか。

(異議なしの声)

異議がないようですから、早速採決に入りたいと思います。許可してもよろしい方、挙手願います。全会一致で許可相当と決定致します。

議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関連事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知）の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

申請番号1について、担当委員の説明を求めます。天野千明委員お願い致します。

天野委員

議案第12号申請番号1について、説明いたします。

申請地は〇〇町〇〇字〇〇〇〇〇、地番×××番、地目田、面積は255㎡、同じく地番×××番、地目畑、面積は198㎡、合計2筆で453㎡です。貸付人は●●●●、住所は大月市〇〇町〇〇××番地、借受人は株式会社●●●●●●、代表取締役●●●●●●、住所は大月市〇〇町〇〇××番地。転用目的は駐車場及び資材置場です。

12ページの地図、13ページの写真をご覧ください。

申請地は、県道〇〇〇〇線、●●●●から20mぐらいに位置する第2種農地になります。

この案件も、申請地は平成28年第12回大月市農業委員会委員総会において議案第44号農業振興地域整備計画の変更計画に対し意見を求める件としてご審

入る道がなく、上をぐるぐると回って入るような形になっております。申請地鳥沢字竹ノ入という地図の斜線部分の上の方の周辺は全部ソーラ発電になっております。そのことで周辺はほとんど荒れておりまして、同意書のあります隣地の地主さんにつきましても、又私が現地調査に行きました時にお会いした2・3の近所の方もご迷惑がかかるとの話はしておりませんでした。

以上のようなことで、許可相当と考えますが、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 只今担当委員の説明が終了致しました。只今の説明に対しましてご質問がございますか。

(異議なしの声)

異議ございませんか。それでは質疑を打ち切ります。許可に賛同する方は挙手願います。ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続きまして、議案第12号申請番号3について担当委員の説明を求めます。久嶋良元委員お願い致します。

久嶋委員 それでは議案第12号、申請番号3について説明を致します。

権利、使用貸借、所在、富浜町鳥沢字山谷、地番6083の2、登記簿地目、畑、進入路、農振地域外です。面積93㎡。地種、第2種、貸付人、大月市富浜町鳥沢3094番地、佐藤一正、借受人、大月市富浜町鳥沢6099番地2、佐藤孝春。この二人は曾祖父が兄弟で従兄弟の関係にあります。宅転用目的は宅地への進入路です。

地図でいくと16ページ、17ページに写真が載っておりますので見ていただきたいと思えます。17ページの写真を見れば分かるけど、昭和50年ごろ県道を拡幅しまして、拡幅と同時に車の時代ですから自動車が通れるよう道を造って、もう45年も50年も使用しています。この地図でいいますと、申請地は、県道大月・上野原線、富浜公民館山谷分館手前100mに位置する第2種農地になっております。平成28年第12回大月市農業委員会委員総会において議案第44号農業振興地域整備計画の変更計画に対し意見を求める件としてご審議いただき、進入路造成として農振農用地から除外された農地であり、今回この決定に基づき農地法第5条の使用貸借による転用申請がされたものです。既に進入路として使用されており、所有者の佐藤一正氏から山梨県知事あての始末書が添付されておりますので、読み上げさせていただきます。

今般、農地法第5条の許可申請にあたり、下記標記の土地を通路として使用致しておりますことは誠に申し訳ありません。私の従兄弟、佐藤孝春が6022番地2に住宅を建て替えるについて調査したところ、未だ農地になっていることが分かり遅ればせながら本申請をいたす次第であります。上記の事情をご了察の上寛大なるご処置を賜りたくお願い申し上げます。

ります。もう一枚参考資料として航空写真の写しを添付しました。当該地番が赤く塗った枠の位置になります。×××番地に関しましては平成7年に地籍調査を行いました。この土地、地籍調査を行う前から登記地目が原野でありました。但し、平成7年に地籍調査を行った際に畑で登記をしてしまったことが今般判明しました。よって私どもで地目更正登記ということで、畑から原野に戻す登記を法務局に申請したいと思っております。法務局に登記をする際に農業委員会の皆様の承認を願いたくご審議の程よろしくお願い致します。以上でございます。

議 長

只今、担当職員の方から説明がございました。ご苦労様でした。

只今の説明に対しまして、地図の方におきましては河川の関係で名称が一部違っているということで、場所を知っている方はすぐ分かるわけですが、なじみのない方には分からないということもありますが、只今の説明でお分かりでしょうか。何か質問ございますか。

(ありませんの声)

ないようですから、質疑を打ち切り裁決を行います。承認してもよろしい方は挙手願います。はい。ありがとうございます。承認と決定を致します。

議 長

それでは、ないようですから全ての質疑を打ち切ります。全日程をこれで終了致します。閉会の宣言を職務代理にお願い致します。

職務代理

全ての案件が終了致しましたので、平成29年第5回大月市農業委員会委員総会を閉会と致します。どうもご苦労様でございました。

9 閉会時刻 同 日 午後 14時 00分

10 解散時刻 同 日 午後 15時 00分